

## 令和3年度山形県スタートアップ（創業）支援事業費補助金交付要綱

### （目的）

第1条 知事は、山形県の産業を牽引する中核的ビジネスの担い手となるスタートアップの創業を支援するため、創業時及び事業化に係る経費に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次各号に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップ 平成31年4月1日から令和4年2月28日までに創業した者又は創業する者で、新たなビジネスアイデアで新市場の開拓や高成長を目指す中小企業者
- (2) 創業 株式会社等の設立の登記を行うこと
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号及び第3号に規定する者。ただし、みなし大企業は除く。
- (4) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者をいう。
  - イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する中小企業者
  - ロ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有する中小企業者
  - ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

### （補助事業者）

第3条 この補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 県内において、別表1に定める補助対象事業を行うスタートアップであること。
- (2) 別表1に定める期間に創業した者又は創業する者で、その代表者であること。
- (3) スタートアップの登記上の所在地が県内にあること。
- (4) スタートアップの主たる事業拠点が県内にあること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (6) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。（加入する義務のないものを除く。）
- (8) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内または、交付申請日後、交付決定の日までの間に不正受給をした事業主でないこと。

- (9) 労働保険料を滞納していないこと。(交付申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと。)
- (10) 交付申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- (11) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱(平成15年4月1日施行)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (12) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更正または再生手続きを行っていないこと。
- (13) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (14) 山形県暴力団排除条例(平成23年8月1日施行)の規定により、次のいずれにも該当しないこと。
- イ 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは補助金の交付を受ける事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められること
  - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、前条に規定する補助事業者が令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に実施する事業で、補助対象事業は別表1、補助対象経費は別表2のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助率及び上限額は別表3のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日と

し、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 現在事項全部証明書の写し（交付申請時に未創業の場合は、創業後、速やかに提出すること）

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第7条 知事は、規則第5条及び前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助目的の達成に支障を来すことのない事業計画に係る細部の変更
- (2) 補助金の額の20パーセント以内の変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認（変更交付）申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれると

き又は補助事業の遂行が困難となったときは、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定内容及びこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日を経過する日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、規則第12条の規定に基づく補助事業等状況報告書について、別に定める日までに事業実施状況報告書（様式第6号）を添えて提出させることができる。

（実績報告）

第13条 規則第14条の規定に基づく補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた時はその日）から10日を経過した日又は令和4年3月9日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は実績報告書の提出に当たり、第6条第2項ただし書の、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（交付の取消し）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

（概算払）

第15条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることがある。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）に概算払を必要とする理由及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類等を

整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業に係る経理を明確に区分して処理しなければならない。

(県の事業への協力)

第17条 補助事業者は、知事が補助事業の成果を紹介する取組みを行う際には、この取組みに協力するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(疑義)

第19条 補助事業者は、この要綱に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ、知事の指示を受けるものとする。

附則

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

別表1 補助対象事業

事業区分	事業内容
I 創業立ち上げ事業	令和3年4月1日から令和4年2月28日までに創業した又は創業するスタートアップが、山形県の中核的ビジネスの創出につながる新たなビジネスアイデア事業化に向け、事業の立ち上げに取り組むもの
II 事業化促進事業	平成31年4月1日から令和4年2月28日までに創業した又は創業するスタートアップが、山形県の中核的ビジネスの創出につながる新たなビジネスアイデアの事業化に取り組むもの

別表2 補助対象経費

事業区分	補助対象経費
I 創業立ち上げ事業	市場調査費（委託費、専門書購入費）、専門家費用（謝金・旅費・委託費）、評価・実証試験・試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費、製作委託費）、広告宣伝費（HP作成費用、パンフレット作製費用）、工事費、機械装置・工具・器具購入費、備品等購入費、リース料、事務所等賃借料、光熱水費、通信費、従業員の人件費
II 事業化促進事業	専門家費用（謝金・旅費・委託費）、評価・実証試験・試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費、製作委託費）、知的財産権関連経費、展示会出展費用（出展料、旅費）、認証取得関係経費

※1 工事費は単価50万円未満とする

※1 機械装置・工具・器具、備品等の物品は1件あたり10万円未満とする

※2 知的財産権関係経費は、出願手数料、審査請求料及び登録料を除く

※3 次の経費は補助対象経費として認められない

- ・交通費のうちグリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金
- ・消費税及び地方消費税に係る経費（旅費等の内税を含む）
- ・収入印紙、振込に係る手数料
- ・行政機関等からの他の補助金等を充当する経費

別表3 補助率・上限額

事業区分	補助率	上限額
I 創業立ち上げ事業	2分の1以内	150万円
II 事業化促進事業	2分の1以内	100万円